

議事運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都査業協会（以下「本協会」という。）定款第33条により定めた会務執行規則（以下「規則」という。）第20条及び第21条の規定に基づき会議の議事運営に関する必要な事項を規定するものである。

(定 義)

第2条 この規程で定める会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会 定款第18条第2項に規定する定時総会及び臨時総会をいう
- (2) 役員会議 三役会、理事会及び専門委員会をいう

(会議の欠席)

第3条 役員が病気等により会議に出席困難なときは、当該会議を招集する長（以下「会議招集者」という。）にあらかじめ連絡しなければならない。

(役員会議の出席)

第4条 役員は、会議に出席したときは、自ら出席簿に署名、又は押印しなければならない。

(議 長)

第5条 会議の議長は、本協会定款（以下「定款」という。）第22条及び第31条に規定するもののほか、会議招集者、又は会議招集者の指名した者があたる。

(時間の厳守)

第6条 役員は、会議には定められた開催時間に必ず出席しなければならない。
2 会議終了予定時間までに会議を終了するものとする。ただし、審議事項が時間内に採決されない場合は、採決されるまで審議するものとする。

第2章 議案及び議事

(議案等の送付)

第7条 会議招集者は、会議開催に当って日程、会議に付する案件及びその順序等を記載した議事日程及び議案並びに資料をあらかじめ当該役員に送付しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又は特別の事情のある場合は、この限りでない。

(議案の提出)

第8条 総会への議案は、理事会を経て提出する。
2 理事会への議案は、三役会議を経て提出する。
3 その他の会議への議案は、会議招集者が提出する。

(議 事)

第9条 会議の議事は、当該会議定数の過半数の出席がなければ開くことはできない。ただし、専門委員会にあつては出席者の過半数が会議を開くことに賛成した場合は、協議会を開くことができる。この場合は、次回委員会に報告し承認を受けなければならない。

(議事進行)

第10条 議事の進行は、あらかじめ提示された議案の順序に従って行なうものとする。ただし、議場に諮ってその順序を変更することができる。
2 前項の議事の進行上、会議招集者が議長に就任した場合、別に会議進行役を指名することができる。

(議案審議)

第11条 議案は、次の順序によって進行し、第2号以下については順次繰り返すものとする。

- (1) 各委員会、会員等の経過報告説明
- (2) 提案理由の説明
- (3) 案件の内容質問
- (4) 案件の討論
- (5) 採 決

(討論の終結)

第12条 議長が、討論の終結を宣言したのちは、その議案に関して発言することはできない。

(採決の時機)

第13条 議長が、討論の終結を宣言したのちは、直ちにこれを採決する。

(緊急動議)

第14条 会議において緊急動議の提出があったときは、議長は討論を省略し、これを出席者に諮り、3分の2の承認をもって議事日程に追加することができる。

2 前項の緊急動議は委任状を許諾している会議においては提出不可とする。

第3章 発 言

(発言の要領)

第15条 出席者が発言しようとするときは、挙手をして議長の指名を受けなければ発言することができない。

2 議長より発言を許可されたものは、氏名（必要のあるときは役職名、又は会員名）を告げた後、発言するものとする。

(退場命令)

第16条 前条の許可を受けないで発言し、その他議長の制止をきかない者に対して、議長は退場を命ずることができる。

2 退場を命ぜられた者は、議長の許可がなければその会議に出席することができない。

(発言の範囲)

第17条 発言はすべて議題を中心に本論を弁え、思惑・例え話・議題外、自己主張及び怠慢による審議内容の再確認等、その範囲を超えてはならない。

2 発言は簡明にしなければならない。

3 議長は、発言が本条の規定に反すると認めるときは、注意をうながし、なお、これに従わないときは発言を停止させ、及び撤回させることができる。

(議長の討論)

第18条 議長及び会議進行役がその任務を行っている間は討論に加わることがで

きない。ただし、討論に加わる場合は、議長及び会議進行役を交替した後に行なわなければならない。

- 2 議長及び会議進行役が討論したときは、その案件の採決が終るまで議長席及び会議進行役席に復することができない。

第4章 採 決

(採決の要領)

第19条 議長が採決しようとするときは、採決に付する案件、又は動議を宣言しなければならない。

(小委員会)

第20条 審議の必要上、会議の決定によって小委員会を設け議案の審議を付託することができる。

- 2 前項の委員会の構成内容及び人数は、当該会議において定める。

(議事運営委員会)

第21条 会議の運営に関し必要と認めた場合は、会議の決定により議事運営委員会を設けることができる。

- 2 前項の委員会の構成内容及び人数は、当該会議において定める。
- 3 委員長は、委員が互選する。

(採決の順序)

第22条 採決する順序は、修正案を先とし、原案を後とする。

- 2 同一案件に対して数個の修正があるときは、原案に対しその趣旨の最も遠いものから先にし、その区別が判然としない場合は、議長が採決の順序を定める。

(採決の方法)

第23条 採決の方法は、起立、又は挙手の2種とし、議長が適宜これを決定する。

- 2 議長は、提案を可とする者を起立、又は挙手をさせその可否の結果を宣言する。
- 3 議長が特に必要と認めたときは、記名、又は無記名投票によって採決することができる。
- 4 議長は、長時間に渡っても審議が尽くされず、採決できないと判断した議案

のときは、その議案審議を中止し、その議案に対して書面議決ができる。なお、この場合、審議中止から3日以内に書面議決を行い、その結果及び内容を速やかに出席者全員に書面報告するものとする。

(質疑、討論の省略)

第24条 議長は、原案について特に発言者がないと認めたときは、質疑及び討論を省略して採決することができる。

(採 決)

第25条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 議 事 録

(議事録)

第26条 議事録の作成については、理事長、議長又は理事長が指名した者がこの任にあたる。

(細 則)

第27条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(効 力)

第12条 本規程の効力は、施行日をもって発生し、類似の旧規則・規程等は本規程の効力発生日をもって失効する。

附 則

1	平成30年	4月	1日	施行	平成30年	3月	14日	理事会承認
---	-------	----	----	----	-------	----	-----	-------